

各 位

令和 7 年 3 月 14 日

**「東和銀行サステナビリティ・ローンフレームワーク」の取り扱い開始について**

東和銀行（頭取 江原 洋、以下「当行」）は、お客さまのサステナビリティ経営向上の支援を目的とし「東和銀行サステナビリティ・ローンフレームワーク」（「東和グリーンローン」（融資フレームワーク型）及び「東和サステナビリティ・リンク・ローン」（融資フレームワーク型））の取り扱いを開始いたします。

**1. 東和グリーンローン（融資フレームワーク型）について**

LMA（ローン・マーケット・アソシエーション）、APLMA（アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション）、LSTA（ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション）等を発行元とするグリーンローン原則、および環境省が策定したグリーンローンガイドラインに基づき、グリーンローンを組成するために制定したフレームワーク型の商品です。当行の融資体制（フレームワーク・貸出実施体制）について予め外部評価機関に包括的な評価を受けることにより、お客さまのグリーンプロジェクトにスピーディに対応し、持続可能な社会の実現に貢献して参ります。

**(1) 商品概要**

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 商品名称    | 東和グリーンローン（融資フレームワーク型）      |
| 融資対象    | 法人のお客さま（当行所定の条件を満たす企業）     |
| 資金用途    | 環境改善効果が定量的に観測可能なグリーンプロジェクト |
| 与信機関    | 個別に相談                      |
| 融資金額    | 5,000 万円以上                 |
| 融資利率    | 個別に相談                      |
| 融資取扱手数料 | 個別に相談                      |
| 返済方法    | 元金均等返済または元利均等返済            |
| レポーティング | 当行 HP にて公表                 |
| 保証/担保   | 個別に相談                      |

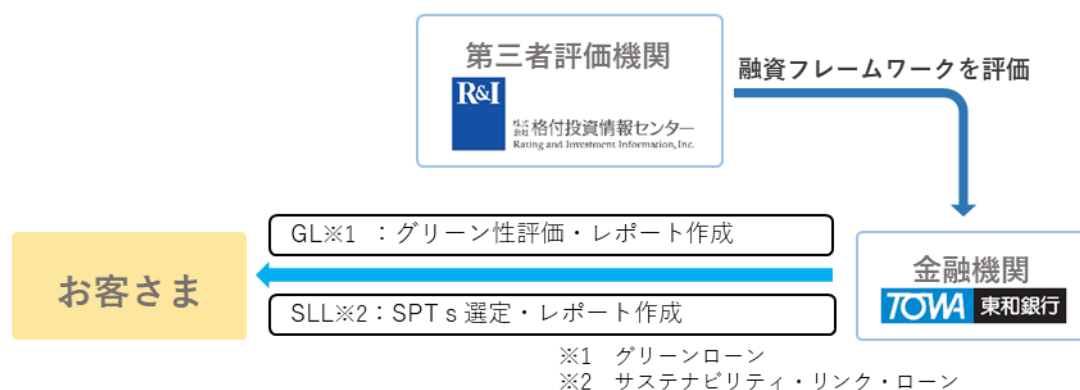
## 2. 東和サステナビリティ・リンク・ローン（融資フレームワーク型）について

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人による野心的かつ事前に設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下「SPTs」）達成への動機づけを与えるものであり、設定した SPTs の達成状況に応じて借入人にインセンティブが発生する融資です。東和サステナビリティ・リンク・ローン（融資フレームワーク型）は当行の融資体制（フレームワーク・貸出実施体制）について予め外部評価機関に包括的な評価を受けることにより、お客さまのサステナブルな資金ニーズにスピーディに対応し、持続可能な社会の実現に貢献して参ります。

### (1) 商品概要

|                     |                                                     |
|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 商品名称                | 東和サステナビリティ・リンク・ローン（融資フレームワーク型）                      |
| 融資対象                | 法人のお客さま（当行所定の条件を満たす企業）                              |
| 資金使途                | 事業資金                                                |
| 与信期間                | 個別に相談                                               |
| 融資金額                | 5,000 万円以上                                          |
| 融資利率                | 個別に相談                                               |
| 手数料                 | 融資事務手数料：個別に相談<br>モニタリング手数料：個別に相談                    |
| 返済方法                | 証書貸付：元金均等返済または元利均等返済または期日一括返済<br>当座貸越：随時返済または期日一括返済 |
| KPI の選定             | 個別に相談                                               |
| SPTs の設定            | 選定した KPI に対応して、お客さまが年次目標を設定                         |
| レポーティング             | 当行 HP にて公表                                          |
| ローンの特性<br>（インセンティブ） | 融資期間中、1 年ごとの判定日において SPTs の達成状況を確認し、達成時に金利を引き下げます    |
| 保証/担保               | 個別に相談                                               |

## 3. スキーム図



以上



# セカンドオピニオン

東和銀行

2025 年 3 月 14 日

## 東和銀行サステナビリティ・ローンフレームワーク

サステナブルファイナンス本部  
担当アナリスト：左近充 直人

格付投資情報センター(R&I)は、東和銀行が 2025 年3月に策定した「東和銀行サステナビリティ・ローンフレームワーク」(グリーン、サステナビリティ・リンク・ローン形式)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは東和銀行が自らの資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定している。

グリーンローン原則(2023、LMA 等)  
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)  
サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)  
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

### ■オピニオンの構成

1. 東和銀行の概要
2. 「東和銀行サステナビリティ・ローンフレームワーク」推進に係る東和銀行のサステナビリティ方針
3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について
  - (1)調達資金の用途
  - (2)評価と選定のプロセス
  - (3)調達資金の管理
  - (4)レポーティング
4. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について
  - (1)KPI の選定
  - (2)SPTs の設定
  - (3)ローンの特性
  - (4)レポーティング
  - (5)検証

## 1. 東和銀行の概要

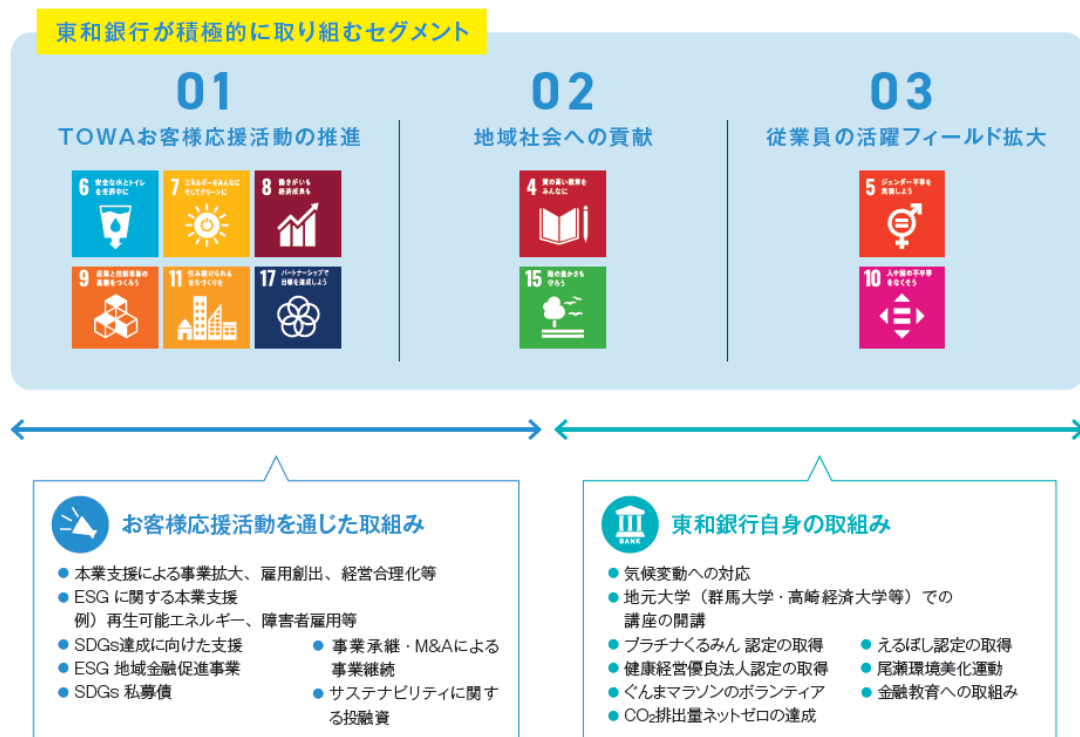
東和銀行は、群馬県前橋市に本店を置き、群馬県・埼玉県を中心に店舗網を構築する地域銀行である。群馬県は日本列島のほぼ中央に位置し、産業は輸送機械を中心に製造業が活発な「ものづくり県」であり、美しい自然や数多くの温泉地など観光資源も豊富である。埼玉県は、人口が全国で5番目に多いことを背景に商業が発達していると同時に、全国有数の内陸工業県となっている。群馬県・埼玉県は、高速自動車道路網と高速鉄道網が整備された地域であり、首都圏と各地方を結ぶ経済・産業の要衝としても機能している。

東和銀行は、「私たちは、地域のお客様に寄り添い、ともに豊かな未来を創造します。」というパーパスの下、顧客を起点とした「TOWA お客様応援活動」の実践を通じて、地域の顧客に様々な価値を提供することで、地域経済をはじめ、株主、従業員に対して更なる価値を生み出すと共に、東和銀行自身の収益力を高めることで、更に「TOWA お客様応援活動」を加速させるビジネスモデルを掲げている。

## 2. 「東和銀行サステナビリティ・ローンフレームワーク」推進に係る東和銀行のサステナビリティ方針

東和銀行は、2019年に「東和 SDGs 宣言」を制定し、「TOWA お客様応援活動の推進」「地域社会への貢献」「従業員の活躍フィールド」の3つを積極的に取り組むセグメントとして定め、SDGs 達成に向けた諸施策を実施している。また、同年に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への署名、2021年にはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、持続可能な社会の形成と気候変動・環境問題への対応を強化していく姿勢を打ち出している。

顧客向けの具体的な施策として、これまで「TOWA お客様応援活動」を通じ本業を通じた取引先のSDGs関連事業の支援を行うほか、財務面で取引先のSDGsの取り組みを支援するSDGsローン・SDGs私募債・PIF等で実績を積み上げてきた。本フレームワークはこれまでの取り組みを深化させ、地域におけるサステナビリティ向上の機運をさらに醸成していくことを目的として設計している。選定するグリーンローンの資金使途やサステナビリティ・リンクローンのKPIは東和銀行のSDGs宣言等の趣旨に沿って設定されている。また国際的な原則や各ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿う取り組みである。



[出所: 東和銀行]

### 3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークは、グリーンローンを構成する 4 つの要素(調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)について、対応するグリーンローン原則(以下、GLP)、グリーンローンガイドライン(以下、GL ガイドライン)が求める事項を満たす内容で設計されている。

#### (1) 調達資金の使途

- ① グリーンローンは、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

東和銀行は、本フレームワークで対象とする融資の資金使途について、グリーンローンは環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金と定義している。リファイナンス案件も継続的に環境改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途となるグリーンプロジェクトは、GLP や GL ガイドラインで例示されている事業を対象とする。東和銀行において資金使途の適切性判断が困難な場合は適宜 R&I に個別の確認を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。

借入人には資金を充当するプロジェクトがもたらす環境改善効果について、自ら定量的に計測可能な指標の設定及び計測を求める。プロジェクト実施に伴い想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについても対応方針等を東和銀行が確認する。

営業店は借入人との対話を通じて借入人の戦略・方針等におけるプロジェクトの位置づけ、プロジェクトの概要、資金使途、プロジェクトに充当する融資金額、プロジェクト実施による環境改善効果、プロジェクト実施によるネガティブな影響とその対応策等を確認する。その内容は営業店からコンサルティング部に報告され、同部が対象案件の資金使途の妥当性等を原則やガイドラインに照らして総合的に評価し、案件としての取り組み可否を判断する。東和銀行において資金使途の適切性判断が困難な場合は適宜 R&I に個別の確認を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。コンサルティング部は、本フレームワークに基づく融資業務に関して営業推進業務やクレジット判断とは異なる立場から関与する。なお、クレジット評価を担う審査部・審査管理部は案件のサステナビリティ性の判断に関与しない。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

営業店及びコンサルティング部はカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

本フレームワークに基づく融資案件においてローンの複数トランシェの一部をグリーンローンとする場合、トランシェを明確に指定し、適切な方法により追跡管理できるようにする。資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は 3 年と定めている。リファイナンス時点以降の環境改善についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

#### (2) 評価と選定のプロセス

- ① 環境面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

東和銀行は、借入人との対話を通じてグリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための判断プロセスを確認する。また東和銀行は、プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会面のリスクを特定・管理・緩和するためのプロセスを借入人に確認する。

### (3) 調達資金の管理

#### ① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

東和銀行は借入人から調達資金をプロジェクトに全額充当する旨の表明保証を受け、原則領収書や請求書の提出を以て確認、管理を行う。借入人は定期的にプロジェクトの進捗状況および充当金額と未充当残高(予定時期)を報告し、未充当資金の早期充当に努める。未充当資金は現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産により運用される。

### (4) レポーティング

#### ① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時にプロジェクト概要等に関して借入人または東和銀行のウェブサイト等で公表する。資金の充当完了まで、または融資期間終了までの間、フロント部店経由で借入人から年 1 回の頻度でプロジェクトの進捗状況、充当した資金の金額及び未充当金額、プロジェクトによる環境改善効果に関する報告を受ける。レポーティング内容はコンサルティング部にも共有され、当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店とコンサルティング部が連携して影響および対応方針等を確認し管理する。レポーティング内容は借入人のウェブサイト等で公表することとしており、透明性が確保されている

#### ② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

コンサルティング部が環境改善効果に係る指標及び算定方法を確認することとしている。案件採り上げにあたっては東和銀行で指標、算定方法の確認が可能かという点も考慮している。

#### 4. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン(以下、SLL)を構成する5つの要素(KPIの選定、SPTsの設定、ローンの特性、レポーティング、検証)について、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」(以下、SLL 原則)、「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」(以下、SLL ガイドライン)が求める事項を満たし、SLLを通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

##### (1) KPIの選定

###### ① 選定されるKPI

KPIは、「The Illustrative KPIs Registry」(以下「レジストリ」)<sup>1</sup>においてCore KPIに位置付けられる指標から借入人にとってマテリアルなものを選定する。

(例 i) 温室効果ガス排出量(全業種)

(例 ii) 販売住戸に占める ZEH 基準の水準の省エネルギー性能を持つ住戸(売上または件数)の比率(住宅販売専業)

温室効果ガス排出量をKPIとする際、レジストリで「温室効果ガスの排出量(Scope1、2)」がCore KPIになり得ると示されている業種(航空会社、建設資材・セメント、海運、公共交通、鉄道輸送等)の借入人は、Scope1+2の排出量をKPIとすることを検討する。その他の業種の借入人はScope3の排出量も別途KPIとすることを検討する。検討に際して、東和銀行は借入人の業種や規模を確認し、中小企業版SBTの対象基準を参考として、Scope1+2のみをKPIとすることを認める場合がある。その場合は、Scope3の算定・削減の意思を借入人に対して確認する。

###### ② KPIの重要性

レジストリを参照し、業種ごとにICMAが推奨する指標を用いることでKPIの重要性が担保される。

(例 i) レジストリにおいて「温室効果ガスの排出量」は全てのセクターの企業でKPIになり得るとされている。脱炭素化は全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業、社会のサステナビリティに関係する。

(例 ii) レジストリにおいて「EUタクソノミー<sup>2</sup>に適合した収益の割合(%)」は全てのセクターの企業でKPIになり得るとされている。日本の第7次エネルギー基本計画において「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」との目標が示されている。日本の住宅販売を専業とする企業において、政府が求める高い省エネ性能を満たす住宅を供給する割合を高めることは重要性が高い。

###### ③ KPIの重要性を判断する社内プロセス

KPIの重要性の判断は、営業店が中心となって借入人と対話してKPI候補を洗い出し、コンサルティング部が借入人の事業との関連性や環境・社会への影響等を考慮しKPIの重要性を判断する。クレジット評価を行う審査部・審査管理部はKPIの選定に関与しない。レジストリに挙げられている指標以外の指標を検討する場合などは、適宜R&Iに個別の確認を依頼する。

以上より、SLL原則やSLLガイドラインに求められる、借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、借り手の現在、将来の事業において戦略的に大きな意義があるKPIを借入人が選定する体制が整っている。

<sup>1</sup> ICMA(国際資本市場協会)が作成。セクターごとやテーマごとに、ICMAのサステナビリティ・リンク・ボンド・ワーキンググループが推奨するKPIの具体例やベンチマークを示したリスト。

<sup>2</sup> EU域内において「環境に配慮した持続可能な経済活動」を定義した分類

## (2) SPTs の設定

### ① SPTs の概要

SPTs(Sustainability Performance Targets)は、選定した KPI に対応して、借入人の全体的なサステナビリティ戦略と整合し、融資期間にわたり数値化された年次目標を借入人が設定する。

### ② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点の組み合わせによって判断される。

A) 借り手自身の最低でも過去 3 年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択した KPI(s)に関する測定実績

過去のパフォーマンスから、SPTs が Business as Usual(成り行きの場合)シナリオを超える目標設定といえるか確認する。

B) 同業他社と比較した場合における SPTs の相対的位置付け、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け

借入人が属する業種において、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社における SPTs の相対的位置づけ、もしくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置づけを確認する。

C) 科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術や ESG テーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照

(例 i) 温室効果ガス排出量を KPI とする際、Scope1+2 については、借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国内である場合は、日本の地球温暖化対策計画と比較する。借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国外である場合は、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。Scope3 については、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。

(例 ii) ZEH 比率を KPI とする際、第 7 次エネルギー基本計画において示された「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」に沿い、2030 年以降に 100%という目標と比較する。

### ③ SPTs の妥当性を判断する社内プロセス

営業店は SPTs 達成のタイムラインや達成手段とその不確実性を借入人から確認する。SPTs の妥当性の判断は、借入人、東和銀行の営業店がディスカッションし、借入人の事業内容等を考慮しながら検討する。野心性の判断はコンサルティング部が判断する。クレジット評価を行う審査部は SPTs の設定に関与しない。KPI に関する国・地域・国際的な公式目標がない場合、同業他社比較が難しい場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、ローンの期間中を通じて関連性があり、野心的な SPTs を借入人が設定する体制が整っている。

## (3) ローン の 特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に付属する覚書に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

#### (4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行時に締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況等を東和銀行の営業店に報告する。報告にあたっては、SPTs の達成状況について確認可能な資料を第三者検証結果と共に提出する。レポーティング内容はコンサルティング部と東和銀行経済研究所にも共有される。レポーティング内容は借入人のウェブサイト等で公表することで、透明性を確保する。

#### (5) 検証

借入人からのレポーティング報告時にKPIの実績値を確認するために必要なエビデンスやデータ等疎明資料を入手する。KPI 実績値は、必要に応じて外部検証機関が検証した上で、東和銀行経済研究所が確認する。検証結果に基づき金利優遇がある場合、営業店を通じて借入人に通知する。

以 上

#### 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

#### 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。